

学校において予防すべき感染症による出席停止について

日頃は、教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。学校において予防すべき感染症について以下のようにお知らせいたします。

児童生徒が学校において予防すべき感染症と診断された時には、学校保健安全法により、校長が出席を停止することができます。主な種類と出席停止期間は、下表のとおりです。

受診して病名が分かった時点で、できるだけ早く学校にお知らせいただきますようお願いいたします。なお、登校時に完治届を提出する必要はありません。

《学校において予防すべき主な感染症》学校保健安全法施行規則第 18 条および第 19 条

種 類	出席停止の期間の基準	
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで	
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状の消退後 2 日を経過するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (*)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

\* その他の感染症については、学校における発生、流行の状況や症状の程度によって、出席停止となる場合があります。

マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、感染症胃腸炎、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)、RS ウイルス感染症、伝染性膿痂疹(とびひ) 等